⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、284,830,715円であり、当法人は、当該残存履行義務について、令和８年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。

Ⅸ　不要財産の国庫納付に関する注記

該当事項はありません。

Ⅹ　重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅺ　重要な後発事象

該当事項はありません。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年７月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　吉岡　幹夫

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線 （茨城県潮来市延方から 茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県潮来市茂木から 茨城県潮来市清水まで 茨城県行方市四鹿から 茨城県行方市中根まで 茨城県行方市南高岡から 茨城県行方市北高岡まで	新設工事	令和８年８月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和８年７月31日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

１．の表題中「他52路線」を「他53路線」に改める。

１．［１］の表中㊸を㊹とし、㊻から㊷までを１ずつ繰り下げ、㊺の次に次のとおり加える。

㊻一般国道57号（中九州横断道路）	熊本県菊池郡大津町大字杉水から熊本市北区下硯川町まで

１．［２］⑴②のうち、「㊸」を「㊹」に改める。

１．［２］⑴②のうち、ヤをマとし、ムからクまでを１ずつ繰り下げ、ラの次に次のとおり加える。

ム　一般国道57号（中九州横断道路）（以下「中九州横断道路」という。）における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

軽自動車等

				下硯川
			熊本北	222.816
		西合志	244.464	317.280
	合志	220.848	315.312	388.128
大津西	240.528	311.376	405.840	478.656

普通車

				下硯川
			熊本北	241.020
		西合志	268.080	359.100
	合志	238.560	356.640	447.660
大津西	263.160	351.720	469.800	560.820

中型車

				下硯川
			熊本北	259.224
		西合志	291.696	400.920
	合志	256.272	397.968	507.192
大津西	285.792	392.064	533.760	642.984

大型車

				下硯川
			熊本北	300.183
		西合志	344.832	495.015
	合志	296.124	490.956	641.139
大津西	336.714	482.838	677.670	827.853